

明治国家創成期の内政と外政：対朝鮮政策と内政との関連を中心に

諸, 洪一
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3122889>

出版情報：九州大学，1996，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：

小括

三条は、留守政府の瓦解危機を打開すべく大久保・木戸の帰国を命じたので、両人は洋行途中に帰国せざるを得なかった。しかし、帰国した両人が目の当たりにしたのは、留守政府の瓦解危機が太政官「潤色」によって打開され、土・肥出身の参議連によって固められていた、安定した正院中心の新しい内閣体制であった。「約定書」はすでにほご同然となっており、現状凍結策は破綻され、その枠組みを維持して留守を守る要であったはずの井上も、すでに失脚していた。三条は、大久保の参議就任や大蔵省への復帰を図るべく、大隈の大蔵事務総裁の辞職や井上の復権を働きかける一方、太政官「潤色」は「素より本意」ではなく「姑息之措置」であったことを弁明しなければならなかった。

しかし、大久保は「潤色」された政府に不満を抱きながらも、三条の出仕要請に応じようとはせず、岩倉使節団の帰国を泰然と待っていた。帰国早々の大久保は、使節団の日程を狂わせ、留守政府を混乱に陥れる原因をつくった張本人という負目があったのであろう。いずれにせよ、留守政府が成し遂げた太政官「潤色」の是非については、岩倉使節団側との対立あるいは追認の手続きが必要であった。しかし、当然行われるべき太政官「潤色」をめぐる論議は、西郷の朝鮮遣使論主張をきっかけに、外政問題に置き換えられた。なぜなら、戦争をも想定していた西郷の朝鮮遣使論主張の重大性もさることながら、太政官「潤色」を経て新しく登場してきた参議連が挙って西郷の朝鮮遣使論を支持し、「潤色」された新しい政府の最大の政策懸案となりつつあったからであった。

岩倉使節団側にとっては、留守政府側が最大の政策懸案であった朝鮮政策をもってリーダーシップをとることを、簡単に追認するわけにはいかなかった。また留守政府にとっては、太政官「潤色」は岩倉使節団側の承認を得たものではなかったが故に、重大事案であった朝鮮遣使論を貫く（岩倉使節団側の追認）か否か

は、留守政府の諸改革の正当性と継続性にも関わる問題であった。

大久保は、朝鮮遣使論の閣議決定が確實視されていたその前日に東京を離れ、閣議決定を後目に岩倉使節団の帰国を待った。そして、八月閣議を決定済みと理解して、使節団側の追認を得ようとする最高政策決定権者三条を、当面の西郷の朝鮮派遣を阻止する側に廻すため、種々画策したのである。大久保は、一〇月の閣議を西郷の朝鮮遣使論とこれを支持する参議連との対立と規定し、専ら三条の説得に力を入れた。大久保の画策のポイントは、すでに八月閣議で証明された意思決定過程、すなわち最高政策決定権者三条を如何に味方につけるかにあった。大久保の陰謀による政変は、三条に代わった太政大臣代理岩倉をもって、八月の閣議決定から「勅旨」発令までの経過を忠実に再演したものに他ならなかったのである。

一方、明治元年以来「征韓論」を唱えて朝鮮問題に深い関心を持ち続けていた木戸は、「潤色」された留守政府を激しく非難しながらも、西郷と留守政府の面々によって主導されていた朝鮮遣使論を、積極的に反対することは出来なかった。その代わり木戸は、折しも太政官の政治的決着を待たれていた京都府と京都府裁判所の確執に飛び込み、留守政府の変転の中心的役割を担ってきた司法省との対立を強めていった。京都府と京都府裁判所の対立は、太政官「潤色」のきっかけとなった大蔵省と司法省の対立の構造を引き継いでおり、木戸は井上の二の舞を踏まないためにも京都府のため尽力した。京都府と京都府裁判所の対立の結果は二転三転したが、いずれもその当時の権力と政治状況を忠実に代弁しており、明治六年政変に至る政治過程を理解するうえで重要な事件であったといえよう。

明治三年末上京後の西郷の主たる政治的関心は、御親兵の問題、廃藩置県改革後の士族処理問題、ロシアの南進問題、山県の兵制改革、旧主久光の問題などであった。このような西郷の関心事は、いずれも安定した国家武力の整備・確立を必要とし、ひいては強力な国家武力の確立そのものが自己目的化していくように

なった。しかし、西郷のこのような関心事と改革の実行の影には、いくつかの問題点を残していた。失職士族の救済措置や「ポリス」への依頼、久光慰撫のための西日本巡行奉公、久光へ謝罪のための帰鹿などは、留守政府期の西郷の主な行動軌跡であった。また、西郷の西日本巡行奉公を途中で切り上げて帰京せしめたのは、近衛兵の騒動と山県の辞職（兵制改革の中断）危機であった。瓦解の危機に瀕していた留守政府を後目に、久光への謝罪のため帰鹿した西郷を再び帰京せしめたのも、二度目の近衛兵の騒動と山県の辞職危機であった。このように、西郷の政治行動を律する主たる要因は、近衛兵のコントロールと山県の兵制改革など、安定した国家武力を如何に維持していくのかにあったといえよう。

しかし、二回にわたる近衛兵騒動の決着は、山県の兵制改革にフリーハンドを与えながら、西郷自らの支持基盤に他ならなかった薩摩士族の不満を一方向的に押さえつけることによって行われた。西郷の強引な手法で近衛兵の騒動は収まったが、山県に対する近衛将校グループの不満が解消されたわけではなかった。井上・大隈などを「政商輩」と呼んで嫌悪して止まなかった西郷は、その「政商輩」に他ならなかった山県の汚職事件に際しては、山県を陸軍卿に抜擢する意外な人事を強行したのである。国家武力の確立が自己目的化しつつあった時、その影にあった失職士族の救済問題や近衛兵の不満は置き去りにされ、新しい解決策を模索しなければならなくなったのである。

次に、明治六年七月から一〇月にかけて主張された西郷の朝鮮遣使論は、「戦うべき機会を引き起こす名分を獲得するためであり、いずれの発言においても西郷はこの主張を貫いた。板垣を説得し、副島の了解を得た西郷は、八月の閣議決定によって自らの朝鮮派遣を確信して疑わなかった。しかし、一九日の「勅旨」は閣議決定を留保し、西郷が唯一心配していた「只使節の御帰り迄御待」ちするとの議論を現実化させた。したがって、西郷は「戦いを逃し候策を廻」らす反対論を警戒しなければならなかったのである。九月に入ってから黒田の樺太問題

先決論のにわかな登場、大久保の長期不在と参議就任の延期などは、西郷をして反対派の画策を汲み取らせるに充分であった。「朝鮮派遣使節決定始末」は、このような政治状況の変化に伴うものであり、西郷の基本的な論旨に変化があったわけではなかったのである。

- 1) 前掲『明治六年政変の研究』。同『明治六年政変』。
- 2) 前掲『明治六年政変の研究』、八二頁。
- 3) 同上、二〇六頁。
- 4) 序言の註4)を参照。
- 5) 『岩倉文書』5、二三一頁、岩倉宛三条書簡、明治六年一月一九日。
- 6) 松田道之「琉球処分」(『明治文化資料叢書』第四卷、風間書房、一九六〇年)、一〇頁。
- 7) 『岩倉文書』5、二一六-二一七頁。
- 8) 『大隈関係文書』2、三三頁。
- 9) 同上、三七頁。
- 10) 前掲「副島大使適清概略」、七〇頁。
- 11) 同上、七一頁。
- 12) 『外交』6、一六〇頁、明治六年六月二九日。
- 13) 『外交』6、二七九-二八一頁、朝鮮国在勤広津より外務省へ報告書、明治六年五月三十一日。
- 14) 同上、二八二-二八三頁、「東萊府使伝令書」。
- 15) 同上、二八〇-二八一頁。
- 16) 宮島誠一郎「朝鮮国遣使に付閣議分裂の事」(前掲『明治文化全集』雑史編)、四〇四-四〇五頁。

- 17) 姜範錫『征韓論政変』（サイマル出版社、一九九〇年）。
- 18) 「西郷隆盛意見書」、西郷隆盛全集編纂委員会『西郷隆盛全集』第三卷（以下『西郷全集』3のように略す。大和書房、一九七八年）、七八-八七頁。
- 19) 福地惇「明治政府と西郷隆盛」（『日本歴史』490、一九八九年）、六七-六九頁。
- 20) 藤村道生「徴兵令の成立」（『歴史学研究』428、一九七六年）、一二頁。
- 21) 宮内庁編『明治天皇紀』第二（吉岡弘文館、一九三九年）、五〇二頁。
- 22) 『西郷全集』3、一二〇-一二二頁。
- 23) 同上、二九四-二九七頁。
- 24) 『大久保文書』4、三七七頁。
- 25) 『西郷全集』3、一二五-一二八頁。
- 26) 『大隈伯昔日譚』、五三四-五三五頁。
- 27) 『西郷全集』3、一三〇-一三二頁。
- 28) 『大久保日記』下、一八八-一八九頁。
- 29) 『大久保文書』4、三八〇-三八二頁。
- 30) 同上。
- 31) 『大久保関係文書』一、関口栄一「岩倉使節団の成立と大蔵省」（『法学』43・4、一九七九年）、五頁より重引。
- 32) 「明治六年歳入出見込会計表」、前掲『大隈文書』第三卷、一一-一五頁。
- 33) 『五代友厚伝記資料』第一卷、一六二頁。
- 34) 『西郷全集』3、一一九-一二〇頁。
- 35) 岩倉使節団出発後の明治五年正月から西日本巡行に出かける五月までの『西郷隆盛全集』に載っている西郷書簡一七通のうち、半分以上の八通が黒田清綱宛の書簡であり、いずれの書簡も「ポリス」に関するものである。
- 36) 『西郷全集』3、二九四-二九七頁。

37)官金不正融資事件。山県は、同じ長州出身の御用商人山城屋和助に、陸軍省の官金約六五万円を不正融資し、その利を得ていた。山城屋が国際貿易で損害を出して元金を返済できなくなると、不正融資の事実が発覚され、山県に返済を催促された山城屋は、陸軍省の中で割腹自殺した。この事件で山県は、かつて不満を抱いていた薩摩近衛将校グループだけでなく、司法省の厳しい追及に晒されるようになったのである。

38)『西郷全集』3、三二五-三二七頁。

39)『大久保文書』4、五〇二-五〇三頁。

40)『大隈文書』2、八八頁。

41)同上、一三六-一三七頁。

42)『大久保文書』4、五二二-五二四頁。

43)前掲『明治六年政変の研究』、一六〇頁。

44)前掲「朝鮮国遣使に付閣議分裂の事」、四〇五頁。

45)『西郷全集』3、三八五-三八七頁、板垣宛西郷書簡、明治六年八月一七日。

46)『大隈関係文書』2、一七四-一七六頁。

47)『岩倉文書』7、四八六-四八八頁。

48)『大久保文書』5、六-七頁。

49)同上、七頁、岩倉宛黒田書簡、九月二七日。

50)『大久保文書』5、二七頁。

51)同上、四六頁。

52)同上、五四頁。

53)『五代友厚伝記資料』第一巻、一六二頁。

54)『木戸日記』2、一四八-一五〇頁。

55)同上、四〇七-四〇八頁。

56)尾佐竹猛『明治秘史疑獄難獄』（一元社、一九二九年）。宮本又次『尾の愚味

の研究』（新生社、一九七〇年）。藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議」（『神戸法学雑誌』34・3、一九八四年）。笠原英彦「明治六年・小野組転籍事件の一考察」（『法学研究』58・2、一九八五年）。

57) 国立公文書館所蔵、『太政類典』第二編、第六類、治罪十二、行刑十。その他、同蔵『公文録』司法省之部（配架番号、2A.9.公915）『公文録』京都府之部（配架番号、2A.9.公957）。「榎村拘留事件書類」、内閣文庫、岩倉文書五二。「小野善助送籍訴訟に付京都裁判所と京都知参事との対立に関する申立書」、九州大学附属図書館所蔵『大隈文書』マイクロフィルム、イ14、A2726。

58) 前掲『明治秘史疑獄難獄』、八七—八八頁。

59) 『法令全書』明治五年の2、一三四六—一三四七頁。

「一、地方官及び其戸長等にして各人民より願伺届等に付之を雍閉する時は各人民より其地方裁判所へ訴訟し亦は司法省裁判所へ訴訟し苦しからざる事

一、各人民此地より彼地へ移住し或は此地より彼地へ往来するを地方官之を抑制する等人民の権利を妨時は各人民より其地方の裁判所亦は司法省裁判所へ訟苦しからざる事」

60) 前掲『太政類典』第二編、第六類、治罪十二、行刑十。

61) 同上。

62) 同上。

63) 同上。

64) 同上。

65) 同上。

66) 同上。

「其方儀、小野善助外二人転籍の儀に付き、先般裁判に及ぶ処、裁判上不服の事あれば控告の法に抛り検事を経て上告すべきの処、其儀なく、徒に技蔓

事を生じ、裁判受書を出さざる科、違令律条例違式重に擬し懲役二〇日の処
官吏私罪贖例に照し贖罪金八円申付る。（榎村に対しても同判決、但し懲役
一五日贖罪金六円）」

67) 同上。

68) 同上。

「（前略）元来法律は国家の大典にして罪名一度に定めは臣民たるもの誰カ
之に背戻する事を得ん況や此の一条は勅奏官に係るを以て奏請して旨を奉す
るものなり彼信篤正直何者にして朝憲を蔑如する如此や或は裁判所を認て朝
廷のものに非すとす狂妄の甚しき大不敬と云ふ可し然るを其儘猶豫するとき
は司法御委任の権不相立即ち朝権不相立なり依て速に捕縛せしめ狂妄の罪を
糾弾せしむべく候間今日中御裁可相成度此段御即決を仰き候也」

69) 同上。

70) 『木戸日記』2、四一五頁。

71) 同上。

72) 前掲『大隈文書』マイクロフィルム。

73) 前掲『公文録』司法省之部。

74) 『法令全書』明治六年の1、七六二頁。

75) 『木戸文書』5、四〇—四一頁。

76) 『新聞集成明治編年史』第二卷（財政経済学会、一九三五年）、七五—七七頁。

77) 前掲『公文録』司法省之部。

78) 『保古飛呂比 佐々木高行日記』5、二七五—二七六頁、明治六年三月一四日。

79) 前掲『公文録』司法省之部。

「一、参座は其時に臨み内閣に於て議定し諸官員の中を以て之を命すべし

一、参座は九人と定む若し已むを得ざる公事あるときは欠席を許すと雖も六
人出席せされは裁判を行ふ事を得す

一、罪の輕重を決するは判事の任と雖罪あると否とを定るは参座の權とす

一、拷問を用ふる時は参座の承諾を得て然る後行ふ事を得る」

80)『伊藤博文関係文書』七(塙書房、一九七九年)、二四三頁。

81)『木戸日記』2、四二〇-四二一頁。

82)『木戸日記』1、一五九-一六一頁。明治元年一二月一四日。

83)『西郷全集』3、三六九-三七〇頁。

84)家近良樹「台湾出兵」方針の轉換と長州派の反対運動」(『史学雑誌』92・

11、一九八三年)、七二頁。

85)『西郷全集』3、三七一-三七三頁。

86)同上、三七六-三七九頁、八月三日。

87)同上、三八三-三八四頁。

88)同上、三八五-三八七頁。

89)前掲「明治政府と西郷隆盛」、五九-六一頁参照。

90)前掲『明治六年政変の研究』、八八頁。

91)『西郷全集』6、五六六頁。

92)丸山幹治『副島種臣伯』(大日社、一九三六年)、二四〇頁。

93)前掲「朝鮮国遣使に付閣議分裂の事」、四〇五頁。

94)『西郷全集』3、三八九-三九〇頁。

95)『明治天皇紀』第三、一一九頁。

96)前掲「朝鮮国遣使に付閣議分裂の事」、四〇四頁。

97)『法令全書』明治六年、七六二-七七〇頁。

98)『西郷全集』3、三九〇-三九二頁。

99)同上、三九二-三九三頁。

100)同上、三九六-三九七頁。

101)同上、三九八-三九九頁。

- 102) 同上、四一二 - 四一三頁。
- 103) 毛利敏彦「明治六年政変論の検証」(『歴史学研究』624号、一九九一年)、三四頁。
- 104) 『西郷全集』3、四一四 - 四一六頁。
- 105) 大西郷全集刊行会『大西郷全集』第二巻(平凡社、一九二七年)、七九〇 - 七九一頁。
- 106) 『大久保日記』下、二〇三 - 二〇四頁、明治六年一〇月一五日。
- 107) 真鍋重忠『日露関係史』(吉川弘文館、一九七八年)、三二三頁。
- 108) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』「副島種臣」。分類番号318.2(62-30-1)。
- 109) 『岩倉文書』5、三四二 - 三四四頁。
- 110) 『保古飛呂比 佐々木高行日記』5、四〇四頁、明治六年一〇月二四日。
- 111) 同上。
- 112) 『大久保日記』下、二〇三 - 二〇四頁、明治六年一〇月一五日。
- 113) 『大久保文書』5、六七頁、一〇月一五日。
- 114) 同上、六八頁、明治六年一〇月一六日。
- 115) 『大久保文書』5、六九 - 七〇頁、三条宛大久保書簡、明治六年一〇月一七日。
- 116) 『大久保日記』下、二〇四頁、一〇月一七日。
- 117) 『大久保文書』5、七一 - 七二頁。
- 118) 『大久保日記』下、二〇五頁。
- 119) 『大久保文書』5、七八 - 七九頁。
- 120) 同上、八六頁、大久保宛岩倉書簡、一〇月二二日。
- 121) 同上、八六 - 八八頁、岩倉宛大久保書簡、一〇月二二日。
- 122) 同上、一〇五頁、岩倉宛大久保書簡、一〇月二三日。
- 123) 『明治天皇紀』第三、一五〇頁、明治六年一〇月二四日

結語

以上本論の考察で明かにしたように、維新政府における対朝鮮政策をめぐる対立と競合は、主として対馬側の宗氏派遣論を媒介として行われ、外務省の「三箇条」の選択肢が次々と実行されていく過程の中での外交政策論争であった。したがって、明治六年における朝鮮への皇使派遣論は、当然生じるべき政策論争であったといえよう。しかし、維新以来の薩長のリーダーシップを揺るがす留守政府期の政治過程を経て、新しく登場してきた参議連が挙って西郷の朝鮮遣使論を支持した時、朝鮮問題をめぐる政策論争は権力抗争と化して激突を余儀なくしたのである。

維新後の日本外交は、欧米諸国に対しては、万国公法秩序の中において有効であり、条約改正を試みることもできた。しかし、近隣アジアの朝鮮・清国に対しては、伝統的華夷秩序の中で国交や貿易が細々と続いており、にわかに万国公法秩序を用いるわけにはいかなかった。例えば、維新初期の「征韓」論議でさえ、華夷秩序原理と伝統的価値観に基づいてこそ可能であった。維新初期の朝鮮政策は、このような相容れない世界秩序と伝統秩序が混在して表れていた。

一方、欧米諸国への開国を許さない朝鮮側は、「旧例」による日朝関係の継続を望んでおり、「旧例」を否定あるいは改革することを主張する日本側との溝は埋まらなかった。このような両国関係に妥協策を提供したのが、江戸幕府以来日朝交渉を独占してきた対馬であった。維新政府の朝鮮政策は、対馬が提案した交渉打開策をめぐる緩・急論と穏健・強硬論が対立競合したのである。外務省内では、宗氏派遣論をめぐる強硬論の柳原と穏健論の宮本の対立があった。特に、早急な朝鮮政策の実行を主張していた柳原は、日清交渉と条約締結の最大の立て役者となり、宗氏派遣論の否定と日朝交渉の放棄を主導した。日清条約の締結に

努めた柳原にとって、日朝交渉の如何なる打開も望ましくなくなったからであった。しかも、欧米諸国との外交交渉を展開するための岩倉使節団案が具体化するにつれ、朝鮮政策は使節団帰国まで棚上げとなり、宗氏派遣論に代わった相良使節団の派遣、ひいては軍艦を用いた花房使節団の倭館処分の運びとなった。花房の一方的な倭館処分と自由な貿易の奨励は、これを取り締まる朝鮮官憲との小競合いを誘発し、倭館内での両側の摩擦は次第にエスカレートしていった。これと同時に、明治三年以来の外務省の対朝鮮政策「三箇条」のうち、日清交渉先行論と交渉放棄論はいずれも交渉打開には結び付かず、残す選択肢は皇使派遣論となったのである。

ところが、皇使派遣論を提案してこれを強力に進めていったのは、対朝鮮強硬論者柳原でもなければ、留守中対アジア外交の主導権を握るようになった副島でもなかった。ましては維新早々から「征韓論」を唱えて止まなかった木戸は、皇使派遣論を阻止する側にあった。皇使派遣論は、留守を預かる筆頭参議西郷によって唱えられたのである。朝鮮問題に携わったこともなく消極的でさえあった西郷が、留守中に皇使派遣論を唱えるようになった背景には、主として上京後の西郷の最大の関心事であった兵制改革をめぐる軋轢と矛盾があった。西郷は、強力な国家武力の確立のために山県の兵制改革にフリーハンドを与えていたが、山県の兵制改革と汚職に強い不満と不信を露骨に表していた近衛兵の不満を、いつまでも強引に抑え続けるわけにはいかなかった。汚職がらみの山県を却って陸軍卿に抜擢する人事は、西郷の断固たる国家武力確立への強い意思表示に他ならなかった。と同時に、強引に抑えきってしまった近衛兵の不満に対する何らかの措置を講じなければならなかった。倭館内の小競合いと朝鮮官憲の厳しい取締や非難の「伝令書」が留守政府に伝えられ、居留民保護のための派兵論が噴出したのは、これと時期を同じくしていたのである。

西郷は、派兵または開戦に至る手順の観点から板垣の派兵先行論の矛盾を指摘

し、板垣に対して自ら皇使となって朝鮮に渡ることを願い出、閣議決定を図った。西郷の朝鮮遣使論は、太政官「潤色」によって登場してきた新参議連の支持を得て、閣議決定された。しかし、閣議決定事項の上奏と天皇の決定に至る過程において、閣議決定事項は留保された。すなわち、閣議決定事項は必ずしも太政大臣を拘束するものではなく、また天皇の意思如何によって留保される可能性もあることを明らかにしたもので、意思決定過程の重要な先例となったのである。そして、「勅旨」によって開かれるべき再閣議は、留守政府だけによる八月閣議とは違って、反対派の画策と岩倉使節団側の抵抗が予想されていた。「勅旨」発令後の西郷書簡で見られる主張の微妙な変化は、このような政治状況の変化に伴うものだったのである。一〇月の再閣議に向かって、西郷と大久保が共に味方に引き付けるために脅迫し働きかけたのは太政大臣三条であった。三条は、西郷の朝鮮派遣を閣議決定したが、西郷と大久保との間で板挟みとなって職務執行不能に陥り、大久保の宮廷工作によって、はっきりと大久保支持を表明するようになった岩倉が太政大臣代理となった。そして八月閣議と同様に、一〇月閣議も「勅旨」によって覆され、西郷と四人の参議は下野したのである。

維新以来、朝鮮政策の早急な課題として唱えられた皇使派遣論は、明治六年になって最大の権力抗争の争点となって争われたが、政変によって実行できず、明治八年の江華島事件をきっかけにようやく実現するようになった。その間、台湾侵攻と相次ぐ士族反乱の中で殖産興業と富国強兵を進める明治政府の朝鮮政策は、花房使節団以来の交渉放棄策であった。そして、維新以来混在して表れていた万国公法秩序の原理と伝統的華夷秩序の原理は、前者に集約されて展開されていくこととなる。したがって、近世以来の両国間に限られていた国交と「旧例」が顧みられることはなくなり、朝鮮問題は対アジア政策の一環として捉え直すようになる。すなわち対朝鮮政策は、朝鮮を取り巻く清国・ロシアとの関係を視野に入れつつ、朝鮮問題によって引き起こされるであろう国際関係を、パワーポリティ

ックスの観点から捉えるようになっていくのである。

一方、政変後の内政においては、大久保を中心とする有司政権に対して「自由民権運動」を展開していく板垣の勢力と不満士族に祭り上げられていく西郷の勢力が拮抗していた。そして、江華島事件処理のための皇使派遣論に際しては、西郷と木戸の主張は再三立場を逆にする事となるが、朝鮮においても権力者大院君が失脚して対外政策の転換が期待されるなど、大きな政治情勢の変化があったのである。このような明治国家創成期の後半の内政と外交の諸問題を今後の課題にしたい。

資料

一、未公刊資料

I、国立国会図書館憲政資料室所蔵文書

- 1) 「三条家文書」
- 2) 「井上馨関係文書」
- 3) 「樺山資紀関係文書」
- 4) 「陸奥宗光関係文書」
- 5) 「大江卓関係文書」

II、国立公文書館所蔵文書

- 1) 「太政類典」
- 2) 「公文録」
- 3) 「公文類聚」
- 4) 内閣文庫所蔵「岩倉具視関係文書」

III、東京大学史料編纂所所蔵文書

- 1) 「宗重正家記」

IV、外務省外交史料館

- 1) 「外務卿等各国公使との対話書」
- 2) 「対韓政策関係雜纂」
- 3) 「花房大使渡韓一件」
- 4) 「天津談判要梗」
- 5) 「副島全權大使使清一件」

V、防衛研究所図書館所蔵文書

- 1) 「公文類纂」
- 2) 「大日記」

3) 「陸軍省日誌」

VI、佐賀県立図書館所蔵文書

1) 「江藤家資料」

VII、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵宗家文庫

1) 「本邦朝鮮往復書」

2) 「御家記編輯材料」

3) 「大島書類」

4) 「大島日記」

VIII、九州大学附属図書館所蔵文書

1) 「大隈文書」

二、公刊資料

1) 日本国際協会『大日本外交文書』

2) 韓国日本問題研究会編『朝鮮外交事務書』（成進文化社、韓国釜山、一九七一年）

3) 西郷隆盛全集編纂委員会『西郷隆盛全集』（大和書房、一九七八年）

4) 大西郷全集刊行会『大西郷全集』（平凡社、一九二七年）

5) 『大久保利通日記』（日本史籍協会、一九二七年）

6) 『大久保利通文書』（日本史籍協会、一九二八年）

7) 『木戸孝允日記』（日本史籍協会、一九三二年）

8) 『木戸孝允文書』（日本史籍協会、一九三〇年）

9) 『岩倉具視関係文書』（日本史籍協会編、一九三一年）

10) 『大隈重信関係文書』（日本史籍協会、一九三二年）

11) 『伊藤博文関係文書』（塙書房、一九七九年）

12) 『百官履歴』（日本史籍協会、一九二七年）

- 13) 『大隈文書』 (早稲田大学社会科学研究所、一九六〇年)
- 14) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』 (東京大学出版会、一九七四年)
- 15) 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』 (東洋経済新報社、一九七一年)
- 16) 宮内庁編『明治天皇紀』 (吉岡弘文館、一九三九年)
- 17) 『新聞集成明治編年史』 (財政経済学会、一九三五年)
- 18) 内閣官報局編『法令全書』 (原書房、一九四四年)
- 19) 内閣記録局編『法規分類大典』 (原書房、一九七八年)
- 20) 『明治文化全集』 (日本評論社、一九二九年)
- 21) 『明治文化資料叢書』 (風間書房、一九六〇年)
- 22) 外務省編『日本外交年表並主要文書』 (原書房、一九六五年)
- 23) 『承政院日記』 (国史編纂委員会、ソウル、一九六七年)
- 24) 『日省録』高宗編七 (ソウル大学校出版部、ソウル、一九七二年)
- 25) 『伊藤博文伝』 (原書房、一九七〇年)
- 26) 『公爵山県有朋伝』 (原書房、一九六九年)
- 27) 円城寺清『大隈伯昔日談』 (早稲田大学大学史編集所、一九七二年)
- 28) 『大隈侯八十五年史』 (原書房、一九七〇年)
- 29) 『明治聖上と臣高行』 (原書房、一九七〇年)
- 30) 『世外井上公伝』 (原書房、一九六八年)
- 31) 『外務省の百年』 (原書房、一九六九年)
- 32) 三宅雪嶺『同時代史』 (岩波書店、一九六七年)
- 33) 丸山幹治『副島種臣伯』 (大日社、一九三六年)
- 34) 的野半介『江藤南伯』 (原書房、一九六八年)
- 35) 『内閣法制局百年史』 (内閣法制局百年史編纂委員会、一九八五年)

参考文献

- 1) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東大出版会、一九八八年）
- 2) 家近良樹「岩倉使節の派遣をめぐる一考察」（『日本史研究』222、一九八一年）
- 3) 家近良樹「副島外務卿排斥運動と「明治六年政変」」（『文化史学』38、一九八一年）
- 4) 家近良樹「「台湾出兵」方針の転換と長州派の反対運動」（『史学雑誌』92・11、一九八三年）
- 5) 石井孝『明治初期の日本と東アジア』（有隣堂、一九八二年）
- 6) 板垣退助監修『自由党史』（五車楼、一九一〇年）
- 7) 板垣哲夫「維新後に於ける大久保利道の政治上の人間関係」（『史学雑誌』86・11、一九七七年）
- 8) 井上清『日本の軍国主義』（東京大学出版会、一九五三年）
- 9) 上野隆生「幕末・維新时期の朝鮮政策と対馬藩」（『年報 近代日本研究』7、山川出版社、一九八五年）
- 10) 海妻玄彦「江藤新平とマリア・ルーズ号事件」（『アジア大学誌諸学紀要』14、一九六五年）
- 11) 大久保利謙『岩倉使節の研究』（宗高書房、一九七六年）
- 12) 尾佐竹猛『明治秘史疑獄難獄』（一元社、一九二九年）
- 13) 笠原英彦「明治六年・小野組転籍事件の一考察」（『法学研究』58・2、一九八五年）
- 14) 笠原英彦「江藤新平と司法省」（『法学研究』64・1一九九一年）
- 15) 梶野順子「江藤新平と司法省」（『日本歴史』530、一九九二年）
- 16) 勝田政治「内務省の設立」（『日本史研究』327、一九八九年）

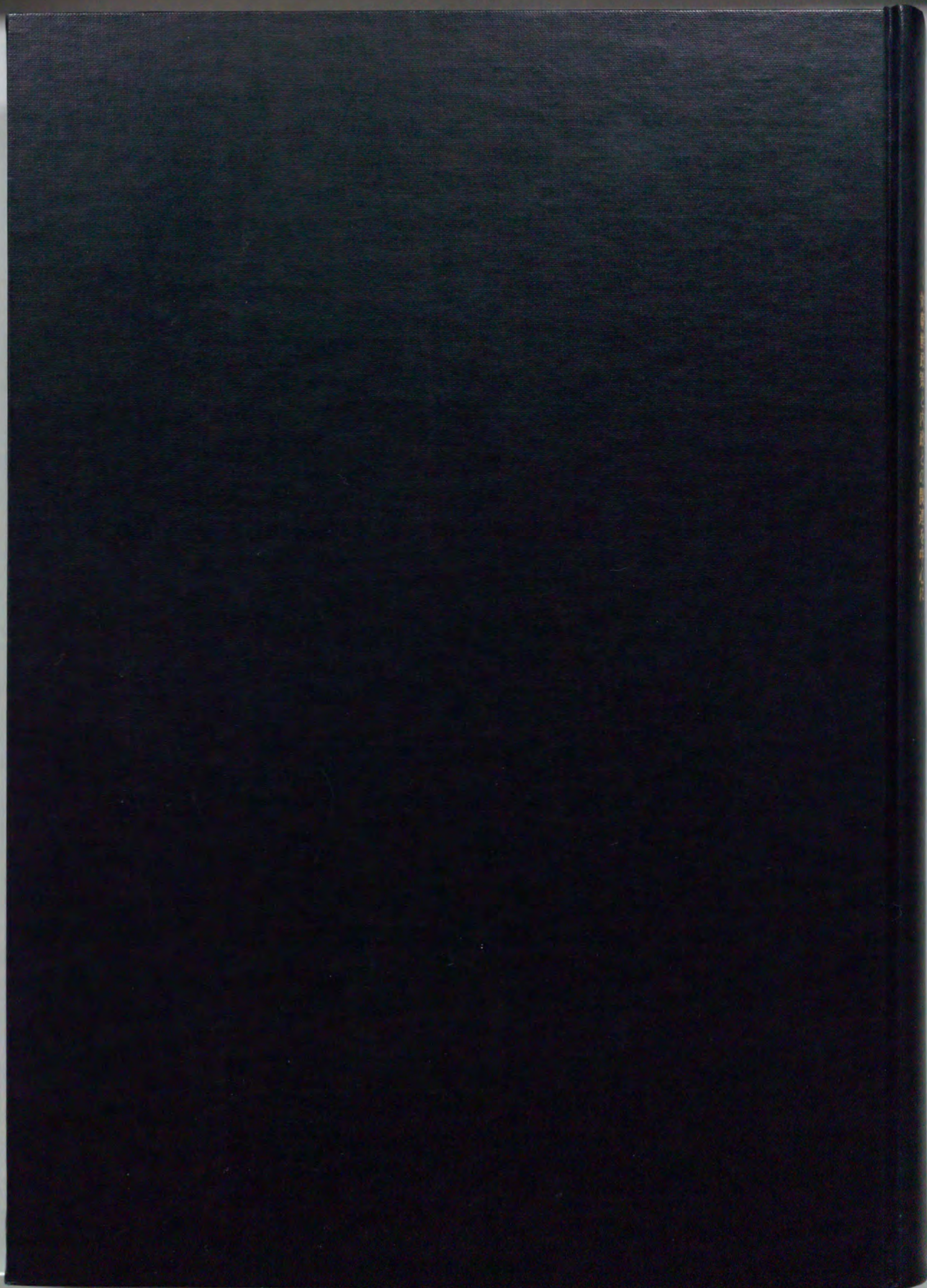
- 16) 菊田貞雄「征韓論の真相とその影響」(東京日日新聞社、一九四一年)
- 17) 菊山正明「江藤新平の司法改革」(『法制史研究』39、一九八九年)
- 18) 木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉岡弘文館、一九八七年)
- 19) 木村直也「元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について(上)」(三田史学会『史学』57・4、一九八七年)
- 20) 木村直也「幕末の日朝関係と征韓論」(『歴史評論』516、一九九三年)
- 21) 木村直也「幕末における日朝関係の転回」(『歴史学研究』651、一九九三年)
- 22) 清沢冽『外征家としての大久保利道』(中央公論社、一九四一年)
- 23) 金義煥「李朝時代に於ける釜山の倭館の起源と変遷」(『日本文化史研究』2、一九七七年)
- 24) 金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について」(『朝鮮学報』108、一九八三年)
- 25) 煙山専太郎『征韓論実相』(早稲田大学出版会、一九〇七年)
- 26) 玄明喆「文久元年対馬藩の移封運動について」(『日本歴史』536、一九九三年)
- 27) 姜範錫『征韓論政変』(サイマル出版社、一九九〇年)
- 28) 黒竜会編『西南伝記』(黒竜会本部、一九〇八年)
- 29) 小島庸亨「明治六年政変と朝鮮問題」(『法政史論』21、一九九四年)
- 30) 佐藤誠郎「廢藩置県論序説」(『歴史学研究』551、一九八六年)
- 31) 芝原拓自『明治維新の権力基盤』(お茶の水書房、一九六五年)
- 32) 芝原拓自「対外観とナショナリズム」(『対外観』日本近代思想大系12、岩波書店、一九八八年)
- 33) 菅原彬州「岩倉使節団のメンバー構成」(『法学新報』91-1・2、一九八四年)

- 34) 関口栄一「廃藩置県と民蔵合省」(『法学』43・3、一九七九年)
- 35) 関口栄一「岩倉使節団の成立と大蔵省」(『法学』43・4、一九七九年)
- 36) 関口栄一「両副使一時帰国と大蔵省」(『法学』44・1、一九八〇年)
- 37) 関口栄一「明治六年定額問題」(『法学』44・4、一九八〇年)
- 38) 関口栄一「司法省と大蔵省」(『法学』50・1、一九八六年)
- 39) 高橋秀直「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」(『人文論集』26-1・2、一九九〇年)
- 40) 高橋秀直「廃藩置県後の朝鮮政策」(『人文論集』26-3・4、一九九一年)
- 41) 高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」(『史林』75-2、一九九二年)
- 42) 高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』29-1、一九九三年)
- 43) 田中彰『明治維新政治史研究』(青木書店、一九六三年)
- 44) 田中彰『岩倉使節団』(講談社、一九七七年)
- 45) 田中惣五郎『征韓論・西南戦争』(白揚社、一九三九年)
- 46) 田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』(吉岡弘文館、一九八七年)
- 47) 田保橋潔「明治五年のマリア・ルス号事件」(一)(二)(三)(『史学雑誌』40、一九二九年)
- 48) 田保橋潔「日支新関係の成立」(『史学雑誌』44、一九三三年)
- 49) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(文化資料調査会、一九六三年)
- 50) 圭室諦成『西郷隆盛』(岩波新書、一九六〇年)
- 51) 田村貞雄「征韓論政変の史料批判」(『歴史学研究』615、一九九一年)
- 52) 田村貞雄「「征韓論」政変をめぐって」(『日本史研究』354、一九九二年)
- 53) 田村貞雄「西郷は征韓を企てなかつたのか」(明治維新史学会編『明治維新の政治と権力』吉川弘文館、一九九二年)
- 54) 遠山茂樹「明治初年の外交意識」(『横浜市立大学論叢』第13巻・人文科学系列・第2、3合併号、一九六二年)

- 55) 遠山茂樹編『近代天皇制の成立』（岩波書店、一九八七年）
- 56) 長井純市「日清修好条規締結交渉と柳原前光」（『日本歴史』475、一九八七年）
- 57) 長井純市「柳原前光と明治国家形成」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』、吉川弘文館、一九九三年）
- 58) 永井秀夫「維新政府の対外政策」（『明治国家形成期の外政と内政』、北海道大学図書刊行会、一九九〇年）
- 59) 西尾林太郎「明治六年政変と木戸孝允」（『政治経済史学』194、一九八二年）
- 60) 原口清『日本近代国家の形成』（岩波書店、一九六八年）
- 61) 原口清「明治初年の国家権力」（『大系 日本国家史』4・近代1、東京大学出版社、一九七五年）
- 62) 原口清「廃藩置県研究の発展のために」（『歴史学研究』561、一九八六年）
- 63) 原平三「征韓論と明治六年十月の政変」（『歴史学研究』35、一九三六年）
- 64) 坂野潤治「征韓論争後の『内治派』と『外征派』」（『年報 近代日本研究』3、山川出版社、一九八一年）
- 65) 坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』（山川出版社、一九八五年）
- 66) 福地惇「明治政府と西郷隆盛」（『日本歴史』490、一九八九年）
- 67) 福地惇「西郷木戸連立体制の成立事情」（『海南史学』27、一九八九年）
- 68) 福地惇「廃藩置県断行過程の実相」（『年報 近代日本研究』14、山川出版社、一九九二年）
- 69) 福地惇「西郷隆盛の政治意識と行動」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』、吉川弘文館、一九九三年）
- 70) 福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』（吉川弘文館、一九九三年）

- 71) 藤田正「明治五年の司法省視察団」(『史叢』37、一九八六年)
- 72) 藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起原」(『史学』12、一九六四年)
- 73) 藤村道生「明治維新外交の旧国際関係への対応」(名古屋大学文学部研究論集『史学』14、一九六六年)
- 74) 藤村道生「明治初年におけるアジア政策の修正と中国」(同15、一九六七年)
- 75) 藤村道生「徴兵令の成立」(『歴史学研究』四二八号、一九七六年)
- 76) 藤村道生『日清戦争前後のアジア政策』(岩波書店、一九九五年)
- 77) 藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議」(『神戸法学雑誌』34・3、一九八四年)
- 78) 船越衛「明治維新の際に於ける朝鮮論」(日本史跡協会編『維新史料編纂会講演速記録』、東京大学出版会、一九七七年)
- 79) 堀田暁生「太政官三院制創出過程について」(『関西学院史学』17、一九七五年)
- 80) 堀田暁生「明治六年太政官制潤色について」(『日本歴史の構造と展開』、山川出版社、一九八三年)
- 81) 牧原憲夫「吉岡弘毅・ある明治初期外務官僚の精神史」(『歴史評論』446、一九八七年)
- 82) 升味準之輔『日本政党史論』(東京大学出版会、一九六五年)
- 83) 松尾正人「明治初期太政官制と左院」(『中央史学』4、一九八一年)
- 84) 松尾正人『廃藩置県』(中央公論社、一九八六年)
- 85) 松尾正人「維新官僚の形成と太政官制」(『年報 近代日本研究』8、山川出版社、一九八六年)
- 86) 松尾正人「廃藩置県の政治的潮流」(『歴史学研究』596、一九八九年)
- 87) 真鍋重忠『日露関係史』(吉川弘文館、一九七八年)
- 88) 宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房、一九八一年)

- 89)宮地正人「廃藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』、山川出版社、一九八五年)
- 90)宮永孝「アメリカにおける岩倉使節団」(『社会労働研究』38・2、一九九二年)
- 91)宮本又次『小野組の研究』(新生社、一九七〇年)
- 92)毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未来社、一九六七年)
- 93)毛利敏彦『明治六年政変の研究』(有斐閣、一九七八年)
- 94)毛利敏彦『明治六年政変』(中央公論社、一九七九年)
- 95)毛利敏彦『江藤新平』(中央公論社、一九八七年)
- 96)毛利敏彦「明治六年政変論の検証」(『歴史学研究』624、一九九一年)
- 97)毛利敏彦「明治六年政変と征韓論問題」(明治維新史学会編『明治維新の政治と権力』吉川弘文館、一九九二年)
- 98)毛利敏彦「副島種臣の対清外交」(『法学雑誌』41・4、一九九五年)
- 99)矢沢康祐「江戸時代における日本人の朝鮮観」(『朝鮮史研究会論文集』6、一九六九年)
- 100)安岡昭男「慶応期の幕吏遣韓策－仏米・朝鮮間調停の企図」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下、吉岡弘文館、一九八八年)
- 101)李源鈞「朝鮮時代の守令職交遞実態－東萊府使の場合－」(『釜大史学』3、韓国釜山、一九七九年)
- 102)ルイス・ジェイムス「壬辰・丁酉倭乱以降江華島条約以前の朝鮮からみた対馬」(『地方史研究』232、一九九一年)



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

